

鳥栖市公立保育所再編計画【概要版】

1 計画策定の趣旨

- 人口及び働く女性の増加による様々な子育て支援のニーズに対応するため、これまで施設の整備や子育て環境の充実に取り組んできました。
- 保育ニーズの増加に伴い、公立保育所のほかに民間保育所等の様々な施設において、国の保育指針等に基づき、保育を提供しています。保育ニーズは高いままですが、一方では児童の人口は減少しており、出生数の低下も顕著となっています。
- 保育や子育て支援のニーズも多様化する中、今後新たな分野へ取り組む担い手を確保しなければなりません。限りある保育資源を最大限活用し、子育て家庭の支援拡充のためには公立保育所が担うべき役割を整理することが必要となりました。
- このような状況の中、「鳥栖市公立保育所のあり方検討委員会」から、より良い保育の実現に向けた公立保育所の役割や適正規模について提言をいただきました。（令和6年3月）
- この提言を踏まえ、公立保育所が担うべき役割を定め、公立保育所を再編しながら、市全体の保育の質の向上及び子ども・子育て家庭への支援機能の向上を図るために本計画を策定します。

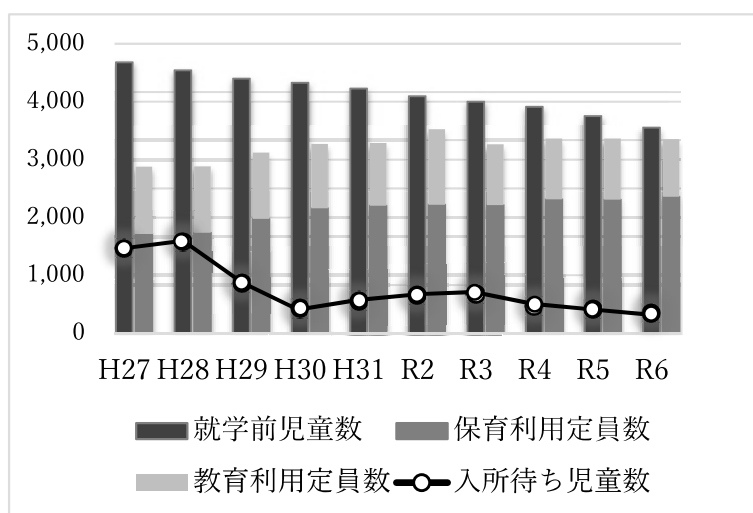
2-1 鳥栖市の保育の現状

- 就学前児童数は、年々減少しており、出生率は低下傾向となっています。
- 一方で、保育ニーズの増加に伴って、保育施設数は増加してきました。
- 公立保育所は現在4園で運営していますが、施設の老朽化により管理に要する費用は増加していきと考えられます。

また、下野園は築年数経過により、対応が必要な状況となっています。

【築年数】下野園 62 年、白鳩園 40 年、鳥栖いづみ園 32 年、小鳩園 28 年

- 公立保育所は、各クラスの担任に正規保育士を配置し、園児の状況に応じて会計年度任用職員を追加配置することで、保育を提供しています。



2-2 鳥栖市の課題

- ・ 全保育施設における「保育の質」の確保及び向上
保育施策の重点を「量の拡大から質の向上」へ移すことが必要となってきました。民間保育所等を含めた市内全域での保育の質を確保するために、各施設を支援・指導する体制及び専門的知識を持った人材の確保が重要です。
- ・ インクルーシブ保育の実施体制の強化
「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」が施行され、医療的ケア児等への保育支援も求められており、公立保育所及び民間保育所等の受入体制整備や支援が必要となっています。
- ・ すべての子育て家庭への相談及び支援体制の強化
核家族化の進行等の生活環境の変化により児童のみならず、その保護者にも配慮や支援が必要な家庭が増加しています。気になる家庭への早期対応や増加している食物アレルギー児童への対応等について、相談体制や助言等の支援体制を拡充する必要があります。
- ・ 公立保育所の老朽化への対応
施設の更新や維持管理を適切に継続していくために、市の財政負担は増加することが見込まれます。今後の保育ニーズや公立保育所として担うべき役割を踏まえて、施設の整備方針を定める必要があります。

3 公立保育所の役割

- ・ 保育環境の確保及び向上
市内各地域における必要性とバランスを考慮しながら、保育提供を維持します。また、全保育施設における「保育の質」の確保及び向上を図るために、本市の保育の拠点として、民間保育所等へより良い保育環境づくりのための支援を実施し、保育施策推進の中心的役割を担います。
- ・ インクルーシブ保育の推進
公立保育所におけるインクルーシブ保育の実施体制を確立するとともに、民間保育所等における実施についても推進し、こどもの成長を支援します。
- ・ 緊急時の保育の継続
災害や感染症拡大等の緊急時においても、保育が必要な家庭への保育を継続実施するとともに、乳幼児の保育を実施します。
- ・ すべての子育て家庭への支援
保育所等の施設の利用にかかわらず、行政機関として、すべての子育て家庭への支援や相談体制を強化に取り組みます。
- ・ 今後は、公立保育所の役割を担うために、専門性の向上を図り、行政職員として市の課題に取り組んでいきます。

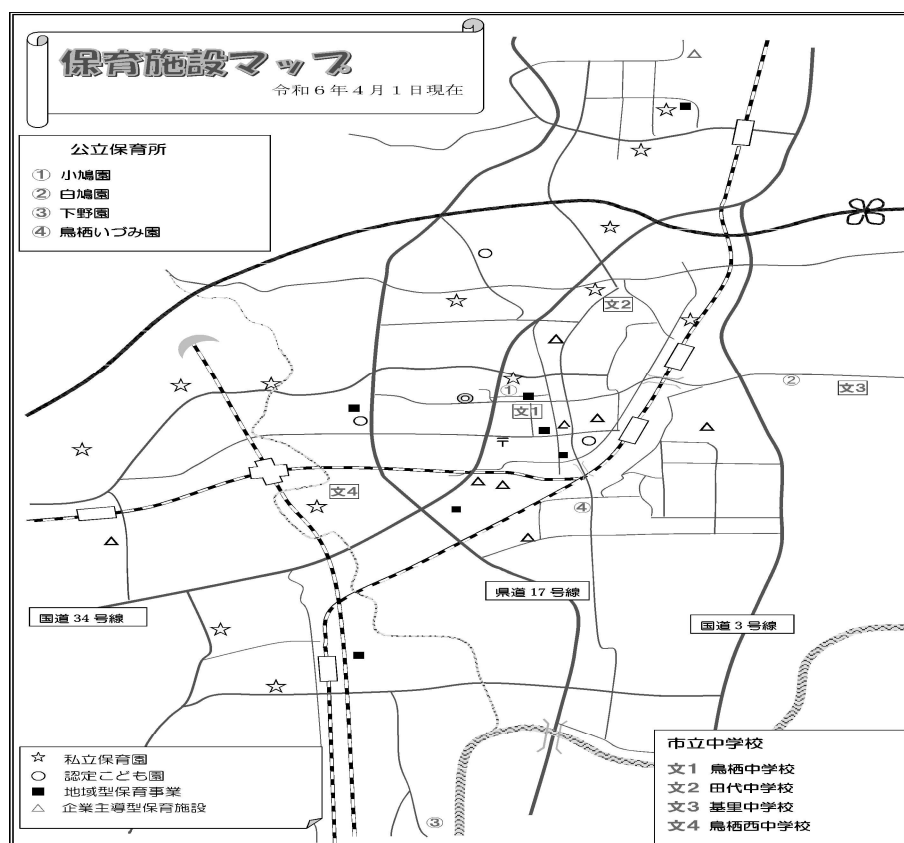
4-1 公立保育所の再編方針

「公立保育所の役割」「鳥栖市公立保育所のあり方に関する提言書」を踏まえ、公立保育所が人材を確保し、専門性の向上を図るために、4園から中規模保育所2園へ集約・再編します。

施設名	再編の方向性	理由
小鳩園	基幹公立保育所※1	市の中心部に立地し、市施設にも隣接しているため、子育て支援の連携や災害時の対応が可能である。
白鳩園	基幹保育所を補完する公立保育所※2	中学校区に唯一の保育所であり、地区の子育て支援拠点として継続する必要がある。
下野園	民間保育所へ移管	・2歳児以下の入所待ち児童のために定員数を確保する必要がある。 ・民間活用により地域ニーズにあわせた施設へ移行できる可能性がある。
鳥栖いづみ園	民間保育所へ移管	・定員数を確保する必要がある。 ・大規模保育所であり、民間活用により保育以外の子育て支援事業等広く保育ニーズに対応する施設へ移行できる可能性がある。

※1 基幹公立保育所：市の保育施策推進の中心的役割を担う基幹となる公立保育所

※2 基幹保育所を補完する公立保育所：特別に配慮が必要なこどもの保育や災害等の緊急時に基幹公立保育所を補完する公立保育所



4－2 公立保育所の再編の進め方

- ・ 移管先事業者の選定

専門知識を有する者等により構成する選考委員会を設置し、保育所等の運営実績のある社会福祉法人や学校法人等を基本として、公募により選定します。

- ・ 民間事業者への引継ぎ方法

移管による保育環境の変化に伴う在園児と保護者への影響に配慮し、引継ぎを進めます。

【保護者の意見の反映】

市、移管先事業者、保護者代表者等の関係者による継続した協議により移行を進めます。

【保育の引継ぎ】

移管前に移管先事業者の職員と共同保育の実施及び会計年度任用職員の雇用継続を協議し、円滑な引継ぎに努めます。また、移管後も1年間は必要に応じて保育の支援を行うとともに、その後も公立保育所の役割に基づき支援を継続します。

- ・ スケジュール

令和7年度に選考委員会を設置し、公募により移管先事業者を選定します。令和8年度に移管先事業者と移行に向けた協議を実施します。その後に、各施設の状況により改築、改修等を実施し、移管します。ただし、事業者の応募状況や改修等の状況によりスケジュールは変更となる場合があります。

【モデルスケジュール】

年度	内容
令和7年度	選考委員会の設置 事業者の公募 事業者の選定
令和8年度	事業者との協議 保護者の意見を反映
令和9年度	園舎改築・改修等 引継ぎ保育 1～3月 合同保育
令和10年度	4月 民間保育所へ移行
令和11年度～	公立保育所より実地指導等支援